

弘前地区消防事務組合火災予防条例の一部改正について

1 改正の背景

平成 25 年 8 月 15 日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者 3 名、負傷者 56 名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。この火災を踏まえ、消防法施行令及び火災予防条例（例）の一部が改正されたことに伴い、弘前地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正しました。

2 改正の内容

(1) 消火器の設置義務化

屋内又は屋外において、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、火災が発生した場合に迅速な初期消火が重要であるため、**※火気器具等**を使用する際に消火器を設置することを義務付けました。

※火気器具等とは：コンロ、グリドル、ストーブ（気体燃料、液体燃料及び固体燃料を使用する器具並びに電気を熱源とする器具）等をいう。

(例) 町内会の祭り会場で、ストーブ等を使う場合。

ねふた祭りにおいて、ねふた等の山車に発電機を使う場合。

宵宮において、露店等にコンロ等を使う場合。

} 消火器が必要

(2) 火気器具等を使用する露店等を開設する際の届出義務化

屋内又は屋外において、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、火気器具等を使用する露店等を開設する場合に、開設する場所を管轄する消防署・消防分署に届け出ることを義務付けました。

(例) 宵宮において、露店等にコンロ等を使う場合。

学園祭において、模擬店等にコンロ等を使う場合。

} 届出と消火器が必要

(3) 大規模な屋外の催しにおける防火管理の義務化

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外における催しのうち、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものとして、消防長から指定を受けた催し（以下**※**「指定催し」という。）の責任者に、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を行わせることを義務付けました。

また、指定催しを開催する日の 14 日前までに、当該計画の提出を義務付けました。

計画を提出しなかった場合、罰則を設けております。その罰則については、計画を提出しなかった個人に罰金を科すほか、その会社、団体等にも罰金を科します。

※指定催しとは：人出予想が 10 万人以上、かつ、露店等数が 100 店舗を超えるもの
(想定例) 弘前さくらまつり

3 施行日

平成 26 年 8 月 1 日